

大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の運用基準

この運用基準は、大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱（平成15年4月1日施行）第4条第3項の規定による条件付き一般競争入札の対象工事ごとに大牟田市競争入札参加者選定委員会が決定する参加要件とする基準について定めるものとする。

1 対象工事の工事種別及び予定価格による発注基準

(1) 土木工事

予定価格	総合点数
1,000～5,000万円未満	640点以上
5,000～1億円未満	750点以上
1億円以上	800点以上

(2) 建築工事

予定価格	総合点数
1,000～5,000万円未満	650点以上
5,000～1億円未満	710点以上
1億円以上	790点以上

(3) 電気工事

予定価格	総合点数
1,000～3,000万円未満	610点以上
3,000万円以上	710点以上

(4) 管工事

予定価格	総合点数
1,000～3,000万円未満	600点以上
3,000万円以上	710点以上

(5) 水道施設工事

予定価格	総合点数
1,000～3,000万円未満	600点以上
3,000万円以上	670点以上

(6) その他の工事については、案件ごとに設定するものとする。

2 手持ち工事件数

手持ち工事件数(入札参加しようとする際に施工中の工事件数をいう。企業局の発注工事を含み、随意契約による工事、予定価格が500万円未満の工事、災害復旧に係る工事、予定価格が1億5,000万円未満の下水道管渠改築工事及び入札中止又は入札不調となったもので同一内容(工期は除く。)で行う再入札による工事の件数を除く。)を次のとおり制限し、それを超える場合は、入札参加資格は無効とする。

- (1) 市内業者・認定業者(準市内業者(市内の支店又は営業所等に技術者を2名以上有している者をいう。以下同じ。))のうち市内業者と同等と認定した者をいう。以下同じ。)は、最多で3件まで(土木一式、とび・土工、舗装、水道施設又は解体(以下「土木等」という。))の工事の場合は3件まで、建築一式又はその他の業種の工事の場合は2件(更に土木等を組み合わせる場合は3件)までとする。この場合において、当該手持ち工事件数のうち、予定価格が1億5,000万円以上の工事にあつては1件を限度とする。
- (2) 準市内業者、県内業者及び県外業者は、1件とする。

3 地域要件

原則として大牟田市内に本店を有することを優先して地域要件とするものとする。ただし、全業種において特殊工事及び技術的要件を求められる工事については、認定業者、準市内業者、県内業者及び県外業者を地域要件として勘案するものとする。

(土木工事：1億5,000万円以下、建築工事：5億円以下、電気工事：8,000万円以下、管工事：1億円以下、水道施設工事：1億円以下)

4 準用

この基準は、事後簡易審査型条件付き一般競争入札について準用する。

付 則

- 1 この運用基準は、平成24年1月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。
- 2 第3項第3号の規定にかかわらず、平成23年度における年間受注件数の対象期間は、平成23年6月1日から平成24年3月31日までとする。

付 則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に開札を行う案件から適用する。

付 則

この運用基準は、平成28年6月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う案件から適用する。

付 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う案件から適用する。

付 則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う案件から適用する。

付 則

この運用基準は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う案件から適用する。

付 則

この運用基準は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う案件から適用する。